航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和 42 年空総第 130 号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正事項

O RNAV(※1)進入方式の RNP(※2)進入方式化

進入方式の名称は ICAO 規定により全世界的に統一されている。今般、ICAO 規定が改正されたことにより、日本としても改正内容に沿って進入方式の名称を「RNAV」から「RNP」へ変更する。これに伴い、所要の改正を行う。

また、RNP 進入方式はこれまで混雑空港には設定されていなかったところ、今般の変更により、RNP 進入方式が混雑空港にも設定されることになることを受け、到着機をレーダー誘導する場合における諸条件の見直し(例:レーダー誘導した到着機を RNP 進入方式の途中のフィックスである初期進入セグメント上のフィックスから RNP 進入を実施させることができる規定の制定)等を行う。なお、改正後の規定は ICAO 規定に準拠するものとなっている。

- ※1 RNAV(Area Navigation: 広域航法)
- ※2 RNP(Required Navigation Performance: 航法性能要件)

〇 用語の見直し

RNP 等を含む広域航法全般を指す広義の RNAV とレーダー監視等の要件を必要とする RNAV1 や RNAV5 を指す狭義の RNAV との区別が明確でなかったところ、これらを区別するため、広義の RNAV を「広域航法」という用語に変更し、規定を明確化する。

○ その他所要の改正

3. 今後のスケジュール

施行日: 令和4年 10 月6日